

川崎市消防局訓令第9号

局内一般

消防署

川崎市消防音楽隊の設置等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市消防長 望月 廣太郎

川崎市消防音楽隊の設置等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市消防音楽隊の設置等に関する規程（昭和37年消防局訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

（4）カラーガード隊員 14人以内

第11条の見出しを「（音楽隊の派遣）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

音楽隊は、次の場合で、局長が必要と認めるときに派遣する。

第12条中「前月」を「3箇月前の」に改める。

第14条第3号及び第4号を次のように改める。

（3）音楽隊盛夏服装

（4）その他音楽隊の演奏に必要な服装等

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。